

2016 年 3 月 23 日

東京商工会議所

会頭 三村 明夫 様

日本労働組合総連合会
東京都連合会
会 長 岡田 啓



要 請 書

貴団体の諸事業の推進ならびに会員企業への熱心な支援に深く敬意を表します。また、日頃より連合東京の活動に対し、各段のご理解とご協力を頂いておりますことに厚く感謝申し上げます。

さて、2月の政府・月例経済報告では、「景気はこのところ一部に弱さもみられるが、緩やかに回復基調が続いている。」とはいいながらも「海外経済で弱さがみられており、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下振れするリスク」を懸念し、「海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」と情勢を説明しています。

連合は、家計所得を回復させること、そして、国内 GDP の 6 割を占める個人消費を回復させることが安定的、持続可能な景気回復の道筋であると確信しています。

2014 年、2015 年と続いた賃上げを今年も継続する必要があります。この 2 年間で、中小企業やパート、派遣、契約社員などいわゆる非正規従業員では、この賃上げの波は限定的にしか行き渡っておらず、全体勤労者では 4 年連続の実質賃金マイナスという状況があります。2016 春季労使交渉においては、企業経営者が各企業の経営状況を考慮するのは当然としても、これまで以上に一歩前に出る賃上げ実施を要請するものです。

そうした観点から本格的な春季労使交渉が始まっているこの時期に、連合東京は貴、東京商工会議所に対し、以下の要請を行います。

是非とも本趣旨をご理解頂き、会員各位に以下の要請内容をご報告頂くとともに、ご指導、ご助言などの取り組みをお願い申し上げます。

記

1. 連合の先行グループにおける交渉とその結果としての回答状況では、着実に BU ないし賃金改善原資含む回答を得ています。こうした賃上げを確実に今後の中堅・中小企業における労使交渉に継続し、勤労者全体の暮らしの底上げをはかる必要があります。

中小企業にあっては、景気回復が産業においてバラツキがあり、いまだに厳しい経営環境にある企業が多いことは理解しておりますが、従業員の生活も厳しさを増すものとなっており、各企業経営者にはこれまで以上の積極賃上げ判断をお願いするものです。

また、企業規模間格差は拡大傾向にあり、魅力ある労働環境づくりでの人材確保の観点を強調した会員組合、会員企業への指導・助言を要請します。

2. 「全ての労働者の賃上げ」が必要です。

非正規労働者と正社員との著しい格差の拡大は将来の日本社会の社会保障を危うくしており、社会的に許容できないまでに至っています。東京都知事からは直接、貴団体を含む各経営団体へ、昨年末に非正規対策(正社員転換など)の要請も出されています。

連合はこれまで、強くパートや契約社員また派遣社員や個人業務委託労働者など非正規労働者の賃上げ(月例賃金、または時間給)求めてきました。企業経営者に正社員と同時期に均衡ある賃金水準の引き上げを検討、実施して頂くこと、また、その社会的ニーズがあることをご指導、助言して頂くことを要請します。

3. 「働き方改革」が進められています。政労使会議でも「政労使一体となって、長時間労働を是正する意識改革を進める」ことが確認されています。

連合は、この2016春季生活闘争で、長時間労働削減、ワークライフバランスの確保のための労使交渉を求めています。これも「女性の活躍促進」や「介護、育児」問題にとって重要な改善・促進への基礎づくりです。

有給休暇取得促進、効率化による残業時間の削減、適正な労働時間管理の一層の取り組み強化に企業の幅広い取り組みを要請します。

4. 「女性活躍促進法」では従業員300名以上の規模の企業には、この3月末までに女性の役割発揮、活躍促進にむけた「事業主行動計画」の策定と報告・提出義務を課しています。この計画が絵に描いた餅では意味がありません。

企業の状況把握・分析と従業員との意見交換を以ての計画策定とし、その内容と行動意義を役員が充分意識を持ち、トップメッセージを行うなどで従業員に周知、理解させる取り組みが必要です。

また、今年の新卒就職、企業説明会3月開始と時期を同じく施行された「若者雇用促進法」における「職場情報の提供義務」について周知をはかり、雇用のミスマッチを防止するとともに、中小企業ならではの魅力を打ち出し得る情報提供について検討することが必要です。こうした状況において、具体的に会員組合、会員企業への指導、助言を要請します。

5. 昨年来、連合は春季労使交渉期に社会的にも組織内でも公正取引の問題に重点をおいて取り組みを行っています。一昨年、昨年と消費税価格転嫁に問題がある場合の連合ホットダイヤルの取り組みや各関係会議などにおける公正取引の点検の必要性がアピールしてきています。

2016春季労使交渉では、企業グループ内の点検や企業間の力関係上での物品などの購入要請や役務の要請・不当な利益提供の要請などの禁止行為防止の徹底をはかり、公正で適正な価格で取引できる体制を労使交渉でも議論を進めています。これは中小企業の利益確保とそこで働く労働者の労働条件に直結する内容です。

会員企業への指導、注意喚起を徹底して頂くとともに、中小企業経営者の公正取引に関する様々な声をこれまで通り、また、より強く監督官庁に届ける中、適正化の行政事業強化を要請して頂きたいをお願い致します。

以 上